

太郎冠者論

——狂言における下人——

目次

はしがき

第一章 史料批判と瀬田学説

第二章 境の時間・境の場所

——祭りと山・寺社・市町——

第三章 境の人

——鬼の親類・神の眷属——

第四章 始源への回帰

——主人・下人関係の再建——

15

むすび

安野眞幸

はしがき

本稿は、狂言の太郎冠者の分析を通じて、日本中世の下人が如何なる存在であったのかを考察しようとするものである。太郎冠者の性格については、既に多くの狂言研究者達によって、「愚鈍・横着・臆病・酒好き」⁽¹⁾などの点が指摘されている。太郎冠者の主人達、つまり「大名」「小名」は、歴史学で言うところの「領主」「名主」に当り、主従関係についても、「太郎冠者も主人程度の名主になれないものでもなく、主従に被支配層の下級武士としての連帯感があった」⁽²⁾などと言われている。しかしここで問題とするのは、太郎冠者の本地・本貫であり、下人達の由つて来たつた前生、あるいは本来のあるべき姿なのである。

既に多くの中世史研究者達の努力によって人身売買の文書や身曳状等々の下人関係史料がいくつも発掘・紹介されている。⁽³⁾ これらを通じて、或は罪を犯し殺される所を命乞いして下人となったケース、⁽⁴⁾ 或は飢饉の年に親に売られた子供が下人となったケース等々、人は如何なる契機で下人となったかを知ることができる。狂言ではこうした点はどのように表現されているのか。狂言という演劇の中にも、中世の人々のいだいていた下人観の痕跡や断片は残っているのではあるまいか。これが本稿における私の問題関心の中心である。既に瀬田勝哉氏は「『鬪取』についての覚書」⁽⁵⁾「下人の社寺参詣―技参りの源流」⁽⁷⁾において、狂言の太郎冠者を取り上げ、中世の下人について、これまでにない斬新な観点から論じておられる。それ故本稿は、氏の学説の再検討を試みることから始めて行きたい。

ここで明らかとなったことは、太郎冠者の主人達が、在地領主として当時の農村社会の中心的存在であったのに対し、この太郎冠者の本地は、農村の外の山野や神社・市町といった△境界領域▽であり、主人達にとつて太郎冠者は本来△異邦人▽であったということである。更に又、瀬田氏の明らかにされた「抜参りの自由」ということは、むしろ、近世以降の奉公人達に認められていた「藪入り」の源流としてとらえ返すべきものであるということである。

異を「時間」の問題と考え、下人の解放の進展を文学が反映しているとしたところに佐竹説の成立があり、近世における下人の解放を睨んで、 \wedge 狂言は自由解放を求める下剋上の精神を表現している \vee とされたのである。しかしこの佐竹説に対する私の疑問は、説話と狂言というジャンルの違いを一挙に飛び越えて、話のスジ立て・展開の仕方のみを比較することが、方法として許されるのであろうか。ストーリーの相違は、説話や狂言それ自身の個性に根差しているのではあるまいかということである。説話を含む物語一般については、『源氏物語』の研究者である藤井貞和氏が『源氏』をふまえた上で、次の様に述べておられる。⁽¹⁰⁾

物語・語らい、それは閉塞の人生を言語によって一刻一刻、一場一場、さすらい越えてゆく精神の努力だ。声を低め、ほそぼそと、みそかな会話をかわすのである。夕暮、初夜、深更、鶏鳴、味爽のおぞましい履歴。越えにくい一夜を語らい明かす。部屋のおく外には、夜の悪霊らがしのび近寄ってきている。物語はまことに、言語の持続によって四囲の悪霊らとはげしく緊張的な境界線をつくりだす人間的な努力以外のなものでもない。⁽¹¹⁾

物語、語らいが語られ、読まれ、更に創作される現場そのものが日常世界であることを、氏は更に別の所で次の如く述べておられる。 \wedge 物語はそのだらしなくふくれあがる量的言語の氾濫によって閉塞の時代を超えようとする想像力の試みであると定義することができる \vee 。⁽¹²⁾つまり、『奇異雑談集』の説話は、下人達の仲間内で語られ、耳から耳へ、口伝えて広がっていった物語を基礎にもっており、下人が抜参りを希望することが一つの現実なら、これに対する主人の成敗も又、当然の現実と認めた上で、山伏・比丘尼・巫女等民間の宗教家達によってもたらされた霊験譚によって想像力をふくらませ、怪異譚へと発展させて行ったところに、先の説話の成立があるとする事ができよう。

これに対して「狂言」は、非日常の祭礼の世界と密接な結び付きを持っている。⁽¹³⁾ (一)祭りの日に演じられ、(二)会話の面白さを中心に、(三)滑稽を売物にしていること等から、狂言は正月に門付けをして予祝を行なう三河万歳等の「万

歳」と似ている。或は狂言と万歳とは同じ母から生まれた兄弟であるかもしれない。ともあれ狂言は、祭礼の場で「能」と共に演じられた当時の現代劇であり、能が無言の舞いの中核としているのに対し、会話の面白さ、身振りの面白さを売物にした滑稽劇である。この能と狂言の関係は、古典ギリシャにおけるギリシャ悲劇と、その幕間に演じられたドタバタ劇であるサチュロス劇との関係とよく似ている。能と悲劇は神聖な神事に関係を持ち、後者は共に祭りの日の娯楽の担い手であった。

太郎冠者や主人の「頼うだお方」、大名・小名等の活躍する狂言の世界で、例えば下人の太郎冠者が主人に馬乗りになる。このことを以て、△狂言は下剋上の風調を表現している▽と見做すのが通例である。しかし、こうした主従関係の逆転、秩序の崩壊は、祭りの日の無礼講に基づいており、下人の常々の生活とは無縁なのではあるまいか。⁽¹⁴⁾ 祭りの日だからこそ、下人が主人に馬乗りになっても笑って許されたのである。それ故、「不奉公物」の狂言で、下人の抜参りが許されていることも、祭りの日の出来事だからであり、常々の世界における「走り入り」に対しては、たとえそれが一時的なものであるにせよ、藤木久志氏が明らかにされた如く、主人側の「人返し協約体制」が発動され、主人の下人に対する折檻の可能性も又、強かったと見るべきであろう。

研究の進展により、『奇異雑談集』の成立が、狂言の成立とはほぼ同時代の近世初期へと変化したことをうけ、更に当該説話と不奉公物の狂言の発端部分が共に下人の抜参りであることに注目することを通じて、△江戸時代中期以後、伊勢参りにのみ認められていた抜参りが、中世後期より近世初頭までの社会では、多くの社寺に認められていた▽とされたのが、前述した瀬田氏の「下人の社寺参詣―抜参りの源流」である。この瀬田説に対しては、主人による下人の成敗の有無という両者の差異を捨象して議論を組み立てている点、及び佐竹氏と同様、物語と滑稽劇とを同列に論じ、史料としての両者の違いに関心を払っておられない点に疑問を感じる。しかしこのことは、瀬田説が全面的に成

立しないのではなく、瀬田説が成り立つ為には、一定の条件が必要であるということであろう。つまり、主人に無断で神社参詣に出かけても、それが許されたのは、祭りの日のことであつたからではなからうかということである。この答えを、直接狂言の中に求めることはできないが、戦国時代の分国法の一つである『結城氏新法度』⁽¹⁷⁾には参考になるものがある。

第二章 境の時間・境の場所

——祭りと山・寺社・市町——

不奉公物の狂言における下人の参詣先は、A表1Vによって明らかであるが、富士山や竹生島には神社があると同様に、神社神道成立以前の自然神道における神体山・神体島として、山や島それ自身が信仰や参詣の対象であつた。又、天正狂言本『芋洗い』には、「清水へ参、又四条道場へ参」とあり、「京内参」本来の目的が、洛中洛外の神社参詣にあつたことがわかるが、京見物それ自体も又目的であつたと思われる。太郎冠者の抜参り先を「山」・「寺社」・

<表2>

	山	寺社	市町
京内参		○	○
富士山	○	○	
竹生島	○	○	
西の宮		○	
善光寺		○	

「市町」の三者に分類するとA表2Vの如くなる。

歌垣の研究者渡辺昭五氏⁽¹⁸⁾によれば、神の宿る歌垣の「山」は、神聖性を維持できるか、世俗化するかで「社祠」と「市」（齋 \downarrow 齋ち）とに岐れていくとされた。又中世以降であれば、祭りの日、寺社の門前には「市」が立ち、そこに集まる多くの参詣人を目当てに、これ又多くの商人や芸人達が競って店を出し賑わっていたが、この臨時的な「市」が恒常的なものに発展すると、門前町等の「市町」、更には「都市」へと発展していく。いづれにせよ、「山」・「寺

社」・「市町」の三者は、他界・異界そのものであるか、他界・異界との境に立地しており、タブーの地なのである。中世になるとこれらはいづれも「アジュール」として在地領主達の力の及びえない地域となる。又ここは、里の民ではなく非農耕的な営みをする人々の活躍する世界でもあった。網野善彦氏⁽¹⁹⁾はこれらを「無縁の場」と名付けられたが、石井進氏⁽²⁰⁾は「厚みをもった境界領域」と言い直されておられる。鎌倉幕府『追加法』⁽²¹⁾三〇九には、他領に逃亡した下人を「境越下人」とあるが、この「境」こそ、前述の「境界領域」に当るのである。

我と我が身を人に差し出し、他人の支配に委ねることを「身曳き」と言い、その際作られる文書を「身曳状」と言う。中世において人が下人身分になるのは、この身曳きや親が子供を売る人身売買によっている場合が多かったのである。次に掲げるA・Bはそれぞれ、A人身売買文書とB身曳状とに記された追奪担保文言である。

A もしいかなるけんもんせい家神社ぶつじりやうへにげうせ候とも、此状をさきとしてめしとられ候はんに、その所の地頭政所ましてしんるいのいろいろいごんもあるまじく候、仍為後日状如件。

B 如何権門高家神社仏寺御領罷入候とも、如此状御沙汰候む時、一事一言子細を不可申候。

ここから(一)下人の神社仏寺への参詣は、身曳き等に際して、下人固有の権利と見做されていたこと。(二)下人の寺社参詣は、寺社への駆込みへと発展する可能性があったこと。(三)その場合、主人側は寺社へ出向いて下人の引き渡しを要求したこと等が明らかであろう。特に(三)は、抜参りが全面的に許されていたのではないことを示していると思われる。

藤木久志氏が明らかにされた如く、戦国時代に入ると、後北条氏の領国内の小百姓や下人達の欠落先が△小田原・鎌倉・藤沢・江戸・府中・河越・厨橋・倉賀野というような、総じて町場といってよい場所に向っている▽とあるように、下人達の欠落ちの目標となるアジュールの場所は、「山」↓「寺社」↓「市町」という、一つの発展段階をなし

<表3>

駿河国 泉郷からの欠落	伊豆弥勒寺	伊豆立野	武蔵府中
永禄10 (1567) 年	母子二人	親子三人	男一人
永禄12 (1569) 年	女一人		
元亀元 (1570) 年			

ていると考えることができ、中世という時代は主に第二段階に当たっているとすることができよう。特に駿河国泉郷からの欠落ちは八表3Vの如くなり、伊豆弥勒寺が注目されるが、これは、欠落ちと寺社参詣が切り離し難いことを表わしていることと見ることが許されよう。

人等が罪を犯した場合を対象としている。

『結城氏新法度』では、侍身分の最下位、中間より上位で苗字プラス通称で表記される「倅者」や、寄親・寄子制下の寄子に当る「指南の者」が、同じ主人の支配下にあるとの理由からしばしば「下人・倅者」とか「下人・倅者・指南の者」の如く、下人と一括して表記されている。これは市村高男氏の明らかにされた如く、結城氏が東国北部の旧族領主層の世界に属し、その領内には「洞」と呼ばれる族縁集団が割拠しており、『結城氏新法度』はそれら独自の法圏をなす「洞」相互間のいわば国際法秩序として存在していたからに他ならない。この『結城氏新法度』には、下人達のあり方を「いきいきと把えている」法令が第八条、第七十七条と二つあり、特に前者は下

(8) 一 此方神事又市町にて、やりこ・押買、其外慮外之義に、下人・倅者・指南の者、うたれ候はんものは不及是非、当洞中、其外小山近辺の諸士、此方(神事市町にて、又他所)祭礼市町に、此方の者、やりこ其外盜、又慮外之義なし候て、うたれ候共、誰にても不可佗言。

(77) 一 高橋の祭、其外神事祭礼之場之喧嘩、何と聞候も理非なしの酒狂也。然者無躰無性之義 何と可佗言候哉、死候はば死損、斬られ候はば斬られ損、誰も道理不可申立。指南之者、縁者・親類、又倅者・下人にて候て荷担し引汲し理をとり付、不可披露、いきほして御入可然候。

第三十五条には「其所之盛りを何方も願義にて候。当地之神事祭礼・市町之日、たとへ如何様之義成共、何方も質取不可然候」とあり、ここから、当「市町」は恒常的なものでなく、神事の行なわれる祭りの日に臨時的に設けられたものと見る事ができる。第八条、第七十七条の両条からは、下人達が祭りの日に「神事祭礼の場」である神社の境内や、その門前に臨時的に出現する「市町」に出かけていることが知られる。特に第八条からは、「結城家中」や「小山近辺」の下人達が、結城領内は勿論「他所」の「神事祭礼の場」や「市町」に迄出かけていたことがわかる。つまり下人達は、行先が祭りに関係していれば、前述した不奉公物の狂言の「抜参り」の場合と同様、かなり遠方迄出かけることが許されていたのである。

「社寺」であるか「寺社」であるかについては、既に黒田俊雄氏の研究⁽²⁷⁾があるが、東国ではどうも「社寺」であつたらしく、『結城氏新法度』では神社関係の法令の方が、仏寺関係のそれを上まわっており、第十八条からは、「仏事・法事」「見物事の場」に下人達がでかけていることが知られる。「神事祭礼の場」が「市町」と関係を持つのに対し、「仏事・法事」が「見物事」と関わっていることは大層興味深い。

ところで『結城氏新法度』の中で下人の登場する法令は、以上の他、博奕を禁じた第一条、他人の立山立野への立入りを禁じた第九条・第一百条の三カ条を挙げることができるが、これらも、下人が主人の刑罰権の外にいることから、先の法令と同様、祭りの日の下人のあり方を述べたものと解釈することができる。この三カ条でまず問題とすべきは、下人達が「ばくち」をしていることである。第一百条では「野山」で「ばくち」とあるが、これは鎌倉幕府『追加法』一〇〇にもあり、博奕の古い伝統を偲ばせる。更に又、「神事祭礼の場」や「市町」も又「ばくち」の行なわれる場所⁽²⁸⁾であった。第九条・第一百条からは、下人達が「山」・「野」に出かけ、「ばくち」の外「盗み伐り刈り」や「追懸⁽²⁹⁾（＝追剥）」をしている姿を知ることができる。祭りの日には下人達は「人の立候立山、立野」であっても、かまわ

ず入り込み、自由を謳歌していることがこれらの前提になっているのである。

以上、『結城氏新法度』の分析を通じて、下人達が祭りの日に出かけた先をまとめると、「神事祭礼の場」「仏事・法事」「見物事の場」を「寺社」とすると、「寺社」・「市町」・「山野」の三者にまとめることができる。これが不奉公物の狂言で太郎冠者の参詣先を分析した結果（A表2V参照）と一致していることに注目すべきである。

江戸時代に入ると、下人身分は解放され、新たに奉公人の登場となるが、彼等には正月十六日とお盆の七月十六日の二度、「藪入り」と言って主人より暇をもらい父母の家に帰ったり請人の家に泊ったり、盛り場に行き女は芝居見物、男は花街の遊びが許されていたが、ここでも墓参りの他、閻魔詣と云って寺の閻魔堂に参詣したり、山遊びをしており、中世の下人達に許されていた自由が形を変えて江戸時代の「藪入り」として受け継がれて来たことは明らかである。

滝沢馬琴の『燕石雑志』⁽³⁰⁾四巻の「藪入」には、先ず最初次のようにある。

毎年正月十六日、市井の老小或は神仏へ参詣し或は郊外に遊山し、奴婢はその日主人に許されておのが親里へ帰展するを藪入といふ。今俗はこれを宿入といへり、只正月十六日のみならず春秋二時にこのことあり、五雑俎に齊魯人、多以正月十六日、遊寺觀。謂之走百病といへるに相似たり。按ずるに走百病とは遊山して元気を養ひ百病を走らするの義なるべし、本邦に藪入と唱る事本据詳ならず、只元禄以降俳諧の発句に見えたり（以下略）

『本朝世事談綺』⁽³¹⁾卷之四には、「走百病」^{やがいり}について次の如くある。

むかしは正月の十六日にかぎる事也。後七月十六日をして終に春秋二度とす。常に隙なき仕のものも、此日は父母の家に來り、寺院に詣で先祖を拝す也。又孤独の者はあへて依るへき舎なし、ただ藪林の中にあそびて楽とする事也。

以上から、太郎冠者が「抜参り」を行なったのは、正月十六日と七月十六日の如き特別な日ではないとしても、祭りの日に限られていたと考えるべきであろう。祭りの日は、季節の変わり目・節目毎に設けられているのであるから、下人達は一つのシーズンが終り、新しいシーズンが始まる、ちょうど八境の日Vに、「山」・「神社」・「市町」という八境の場所Vに出かけ、自由を謳歌したと言えよう。

網野氏が挙げておられる境界領域は「市町・浦浜・野山・道路等」⁽²⁾であるが、この中の「道路」を舞台とした狂言には一つの特徴が認められる。道路に添って市が設けられることを思えば、道路が「交換」の場であることは当然かもしれない。しかしその交換は、商品交換の如く平和的に行なわれるのではなく、『佐度狐』の如く賭事であり、『真奪い』の如く、他人の物を互に力ずくで奪い合うのである。(『太刀奪い』の舞台は北野の市場となっているが奪い合うのは同じ。)道路においては所有者が変るばかりか、人の身分も又、ここで変るのである。『今参り』では、上下の海道を通る通行人が今参りの下人となるが、この場合は奉公希望の通行人が就職口を得たことになる。しかし『二人大名』では、最初上下の海道を通る通行人が二人の大名達に脅されて、下人として京まで御供をすることになるが、次いでこの通行人が逆に二人の大名を脅かし、さんざん愚弄した挙句、彼等の太刀・刀・小袖・上下を奪って逃走する。通行人が自由を奪われて下人化したことと二人の大名が侍身分を奪われたことが対応しており、互に奪い合う場としてのあり方は、先の『真奪い』以上である。『悪太郎』では、刀や長刀を持った荒武者の悪太郎をこらしめようと、彼が酔って道路で寝ているすきに、伯父が彼を法師のなりに変えてしまう。身分の変化が身分を象徴する着物や持ち物の有無によっていることから、道路は他人の着物を剥いたり持ち物を奪ったりすることの起り易い場所であったのである。つまり八境の場所Vとしての道路は、所有権が限界に達し、他人に移って行く場、変化の場でもあった。ここに道路が追剥ぎや強盜等の活躍する舞台であった理由があると思われる。『抜殻』では太郎冠者は酔って寝てい

るすきに、主人によって鬼に変えられてしまう。ここでは道路は変身・変相・化粧の場ということになろう。

『結城氏新法度』第十七条では、結城氏の派遣した「奉行」以外の者が「市町又神事祭礼の場」で、如何なる犯罪行為に対しても「脇より切り剥ぎ」をしてはいけないとしており、ここから、市町や神社の境内での犯罪行為は、「切り剥ぎ」という形で報復されたことが知られる。つまり、境界領域における犯罪とその犯罪に対する処罰とが同じ形態をとっているのである。ここまでくれば、下人達が道路の延長上にある「市町」や「神事祭礼の場」「山野」等で「やりこ」「押買」「盗み伐り刈り」「ばくち」「追懸」（追剥ぎ）といった「盗」の諸形態を上演したのは、場所の論理を実践したまでのことと見ることができよう。と同時に結城氏自身はこうした場所を平和領域化しようとして、第十六条では追剥ぎの取締りを命じ、第十七条では結城氏の市町統制を旨とした法令等々を出しているのである。

第三章 境の人

——鬼の親類、神の眷属——

季節の境目毎に設けられている祭りの日に、なぜ下人達は山や寺社等の入境の場所Vに出かけ自由を謳歌することができたのであろうか。入境の日V入境の場所Vと下人との間には、どんな隠された関係があったのだろうか。それは下人が本来境の向う側の異界の住人、つまり入異邦人Vと見做されていたことによるのではあるまいか。そもそも「太郎」とは和歌森太郎氏の言われる如く「神の憑いた男」⁽³⁾の意であり、狂言では下人一般を「太郎冠者」と名乗らせているが、これは入下人は神の眷族Vという古い觀念が前提となっていたからであろう。しかしながら、境の彼岸か此岸かを厳密に論ずることはあまり生産的ではなく、むしろ下人はこの世の周縁部、異界と接する辺りに住る入境の人Vと漠然と定義しておく、狂言における下人をよく理解できると思われる。

狂言『武悪』では、清水寺に程近い東山の鳥辺野の辺りで、下人の武悪は「幽霊」になりすまし、地獄で主人の「親御様」に会ったと偽り、主人から大刀・刀・扇をまきあげる。幽霊の武悪が「魂は冥途にありながら、魄はこの世にとどまりて」と言うように、幽霊はあの世とこの世の境の人なのである。又「武悪」という名前であるが、狂言の世界で「武悪面」と言えば、それは「鬼」の面である。つまり下人武悪＝鬼Vという観念が、このこと的前提として存在していたと思われる。鬼の登場する狂言を「鬼狂言」と言うが、『朝比奈』・『八尾』・『政頼』の鬼は「閻魔王」であり、『節分』の鬼は「蓬萊の島の鬼」、『神鳴』の鬼は、その名の通り「雷神」、『首引』・『鬼の継子』の鬼は「播磨の印南野に出現する鬼」、『清水』・『技殻』・『閻罪人』・『伯母が酒』の鬼は「人が変相したもの」である。このうち、地獄の閻魔や蓬萊島の鬼、雷神等は明らかに他界・異界の象徴である。もしも下人＝鬼と考えることが許されるのなら、下人はへ異界の住人Vということになろう。

五来重氏によれば⁽³⁴⁾、「鬼」とは死者の靈魂であり、且つ山の神であるという。山の麓で生活をする人々にとって、死者の靈魂は山中他界にとどまり、山の神となると観念されており、これが子孫を慈しむと共に、子孫を誡めるといふ、恩寵・懲罰の二面性を持っていたことから、後者が誇張されると恐ろしい「鬼」が生まれるという。「閻魔」や「印南野の鬼」はこれであるが、狂言にはこれと別系統で、人に福を授けるタイプの鬼もいる。『神鳴』や『節分』の鬼がこれである。

異界を死後の世界、すなわち「冥界」と考えると、死者の靈魂のとどまる「山中」が異界となったり、地獄の観念から「地下」がそれとなるが、異界が恐るべき冥界であり、太郎冠者がこの冥界と親密な関係にあるとする狂言を挙げてみると、『武悪』以外にも、『二千石』、『閻罪人』等を挙げることができる。『二千石』では、太郎冠者は怒って刀に手を懸けた主人の姿が先代とよく似ていると泣き、折檻を免かれようとする。主人よりも下人の方が

へ冥界Vの先代をよく知ることができるといふ文脈がここでも確認できる。鬼がへ地獄の獄卒Vとして現われるものに『闇罪人』がある。ここでは、祇園祭の山鉦の相談で、太郎冠者が武悪面を付け牛頭鬼・馬頭鬼という獄卒役になり、罪人役の主人を責める。又、鬼は「鬼一口」といって、一口で人を食う恐ろしい怪物である。『清水』では鬼となった太郎冠者が「いで食らおう」と言って主人を脅して追い廻わす。この他太郎冠者が武悪面をつけて鬼となるものに『抜殻』・『簸屑』がある。『栗焼』では、主人に内証で栗を皆食ってしまった太郎冠者がへ栗を「竈の神」に進上して主人の富貴を祈ったVと言って主人をたばかるが、ここでは下人のみが「竈の神」と特に親しく言葉を交すことができるとしている。

エリアードは『悪魔と両性具有』⁽³⁶⁾においてへ世界中の各地で「新年」の前夜に火を消して、元旦に再び儀礼的に火をともすという宇宙開闢を象徴する儀礼⁽³⁷⁾があり、火のない夜は「原初」の夜と同一視され、新しい火は新たな「世界」の出現と見做されることから、火や竈や光の神であるアグニは、地下の闇のシンボルである龍と同一視される⁽³⁸⁾と述べている。『栗焼』で語られる「竈の神」は父母と三十四人の子供達からなり、彼等の多くの口は食欲の象徴であり、「汝、栗をくれずは、ほしい物を取らずまじ」と半ば脅しつつ栗をねだることは、次々に貢物を要求する八岐大蛇の如き龍（ドラゴン）や、お盆の日に地獄より娑婆を訪れ「食物をくれなければ祟りをなす」と言って人々を脅かす「餓鬼」とよく似ている。

以上の他、異界が神の世界で、太郎冠者が神の眷族である場合がある。『鞍馬参り』では、太郎冠者は主人よりも早く「多聞天より御福を被下た」夢を見るが、この多聞天は『毘沙門』・『夷毘沙門』・『連歌毘沙門』など狂言によく登場する神で、「四王地の主として須弥の四州を守り」「貧なる者には福を与え富貴榮華に榮えさせる」力を持った仏教の守護神である。『成上り』では、太郎冠者は占いの能力を持ったものとして、未来を言寿ごうとする。『末

「広がり」では、太郎冠者は祝言を述べている。しかし、神の眷属としての下人の姿よりも鬼の親類としての方が遙かに具体的で生き生きとしている。これは下人達が冥界に繋がりのある人々と当時一般に信じられていたからであろう。

下人の後身である江戸時代の奉公人達が、出替りの際、村方奉公人や武家奉公人になることを嫌い、山伏修験の弟子となり「祭文読み」や「勸進」となる者が多かったことを『徳川実紀』⁽³⁾は次のように記している。尚、当時の伊勢信仰は、怨霊・悪霊の鎮魂・祓い等の御霊信仰を基礎としていたので、山伏修験との接点があったのである。又ここで言う「祭文読み」とは、錫杖を振り法螺貝を吹いた山伏が歌祭文を語ったもので、元禄以降は三味線を伴奏するに至ったという。ここから、下人達自身が冥界との繋がりを見出し、山岳信仰や御霊・怨霊信仰の担い手であったことが知られる。

この日令せらるるは、奴婢期年をかてて定め、召使ふものの外は一年に二月・八月と兩度に出替らしむる事、急迫にして便あしきをもて、近頃二月二日を出替りの期と定む。これ村里にて三月より春畔のときなるを、三月に召抱ゆる時は、畔時の用遅延せんにより、二月とさだめ、三月には既に畔作の用なすべきが為なり。然るに奴婢等よるべなく漂泊し、田舎に行て農桑をつとめん事を嫌ひ、武家の勤めせんも物うきまゝ、山伏修験の弟子となり、祈祷筈をすることもかなはねば、伊勢・愛宕の祭文一通より習ひ、そのまゝ諸方かけめぐり募縁して活計とし、或は伊勢・熊野の勸進比丘尼を妻とし、弟子を設けおき諸方に勸進せしめ、その身程なく峰入し先達と号し、金欄の袈裟をかけ院号を称し、みだりに諸人に無礼を行ふ。尤曲事たるべしとなり。又山田奉行水谷九右衛門某に諸老臣より、伊勢の神号をかりて諸國勸進するものあまたありと聞ゆれば、山田の神号その他寺院に令し、かかるひがふるまひする者、嚴に禁すべき旨をつたふ。

第四章 始源への回帰

——主人・下人関係の再建——

祭りの日に演じられた狂言で、なぜ下人達は異邦人やハ境の人Vであることがことさら強調されたのであろうか。それは、祭りの日が常々の日とは異なり、カオスが世界を履い、始源への回帰が神話的に行なわれ、コスモス再建のドラマが祭りを通じて毎度繰返されていたことと関係がある。例えば『清水』・『抜殻』等を見ると、ここには主人・下人関係の始源への回帰、乃至、主人・下人関係成立の神話を見てとることができる。『清水』では主人と太郎冠者
とが次の如き会話を交わしている。

「そちの親類に鬼はないか、

「さよう仰せらるれば、従弟鬼とやらはとこ鬼とやらがあると申しました。

「鬼の親類を置くことはならぬ、出て失せいやい、出て失せいやい。」

『抜殻』では主人は鬼の太郎冠者に向って「早う出て行け、早う出て行け」と追い立てるが、太郎冠者は「只今迄の通りに成ませずへ、御子様方の御守なりともさせて下されい」、「御門番成とも仰せ付けて下されい」、「御竈の下の火成とも焚きませう」と言つて扶持を懇願する。つまり下人は、異邦人・他所者であるのみならず、「鬼」或は「鬼の親類」として本来追放されるべきケガレたものである。これは石井進氏が明らかにされた犯罪奴隷の場合と見事に一致している。本来死刑となるべき犯罪者が、領主の前で命乞いをして死を免かれた代りに、領主の下で「いましめ」られて使役され、下人となるのである。

祭りの日、下人達は山野・寺社・市町等で自己解放・自己実現を体験したと見ることができるとは、しかしながら、先

に引用した『結城氏新法度』によれば、彼等の自己実現は次の如き犯罪行為となって現われている。第八条では「やりこ」・「押買」・「盗」等の「慮外之義」、第七十七条では酒を飲み挙句の果ての「喧嘩」、第九条・第一百条では「ばくち」・「盗み伐り刈り」・「追懸（＝追剥ぎ）」。下人達のこうした行為を、祭りの日が彼等の蘇生・解放の日であることから、彼等の爆発的な行動が一気に反秩序へと突き進んだことの結果と見做すことも可能ではあるが、下人達の本来の姿をここに見出すことも又可能であると思われる。彼等の犯罪は「盗み」・「喧嘩」・「博奕」の三つにまとめることができるが、就中「盗み」は私有財産制の確立と共に犯罪として社会的に否定されるべきものとなつたのであり、農耕・牧畜という計画経済以前の、つまり文明の成立以前の社会であれば、海の幸・山の幸という大地の恵みは、それを獲得した人が私してよいことになつていたのである。しかし、中世社会においては、こうした狩猟・採取経済下で正当視されている行為は、犯罪として厳しく制限されることになつていたのである。つまり、主人と下人とは倫理観が異なつていたのであり、古い世界の人々を抑圧し、「いましめ」ることによつて、中世社会の秩序は保たれていたのである。

このように考えるならば、下人の犯罪行為は、先に考えた如く祭りの日に限定されるものではなく、祭りの日を中心に日常化の方向をとつており、主人の監視の目が届かない場合にはいつでも「博奕」「盗み」等々の犯罪行為に走る傾向があつたと見ることができよう。結城氏を中心とする社会の上層部の人々の所有観と下人のそれとの相違を示す法令として山野の入会権に関する第九条の他に、放れ馬の取扱いを定めた第五十四条を新たに付け加えることができる。ここで問題としてゐることは、下人達が放れ馬を見付けた場合、彼等が「返すまじきと申、代を取候はんと言ふ」ことである。つまり、この法令で問われているのは、放れ馬の所有権は見付け（更に恐らくは手懐け）た人のものか、本来の所有者のものかということであり、結城氏は国家法の立場から前者の考えを「盗人・追懸可為同前」とし

て強く否定しているのである。主人と下人とが同じ一つ屋根の下に寝起きしていながら本来的にその生きる世界を異にしていたことは、所有観・倫理観の相違のみならず、婚姻形態という風俗の違いによっても確かめることができる。戦国時代であれば、主人達の世界では「嫁入り婚」が行なわれていたのに対し、下人の婚姻に関する『今川假名目録』第七条、下人の子供の帰属を定めた『同追加』第二十一条、『結城氏新法度』第十五条等から明らかなく、下人達の婚姻は「通い婚」形式のものであった。⁽⁴²⁾

ともあれ、戦いに敗れ、降参した者が相手の下人となる場合も含め、主人の前で命乞いをするのが下人の本来の姿であり、主人が下人を折檻するのは、この本来的なあり方への回帰を企てたものと見做すことができよう。更に又、河音能平氏が寛元三年二月十六日の鎌倉幕府『追加法』⁽⁴³⁾の分析によって明らかにされた如く、下人とは飢饉の年に遠方より食を求めてやって来た「無縁非人」である。このことは下人＝鬼・異邦人を確めるもう一つの論拠となる。小山靖憲氏の説かれる如く、下人と非人とは中世賤民の二形態であり、両者は互に変換可能な関係にあったと思われる。下人の非人化を示す史料として『中山法華経寺史料』⁽⁴⁴⁾所収の「『雙紙要文』紙背文書」を挙げると、次のようなことがわかる。ハ鎌倉中期、近江国愛智郡八木郷の住人平太利真は秦栄男を重代相伝の所従として召使っていたが、利真の死後栄男の四人の息子はそれぞれ利真の子に配分された。その中で栄男の嫡男について、文書には次のようにある。「当嫡男字□郎男、是於波利真二男召仕之程、^(ニカ)□郎立虚御子ヲ徒者候シ間、神ニ令□暇畢、後國中乞食成畢。」ここから、嫡男の下人は「御子」となり(？)更に「乞食」となったと読み取ることができるよう思う。更に又、逃亡下人の非人化ということが考えられる。しかし逃亡下人達は非人となって網野氏の言われる「無縁」⁽⁴⁷⁾としての自由を謳歌するよりもむしろ、鎌倉幕府『追加法』⁽⁴⁵⁾にある如く「境越下人」として、又別の主人の下に身を寄せ、生活の安定を図ることの方が多かったと思われる。逃亡下人をめぐる本主と今の主人との間の紛争の処理を定めた『塵芥集』

第六十九条には次のようにある。「譜代の下人、或は逃げ走り或は人に勾引はれ、売られ、ものゆくまゝに、自然本國に買い留められ、人に召使はるゝのとき……」

『抜殻』・『簸屑』では、主人によって酔って寝ている間に武悪面を付けられた太郎冠者が、目を覚まして鬼となつた自分に気が付き、大いに周章で、主人に対し追いつき出さないように懇願する。『簸屑』では「御にはの火をたかせられてなりともおかせられて下されむ」とあり、先に見た通り『抜殻』では「御竈の下の火成とも焚きませう」とある。ここから下人に「竈の神」と親しい「火男」の面影を或は見出すことができるのかもしれない。しかしそれ以上に重要なことは、下人が主人の下で扶持をもらっているのは、下人側の懇願と主人側の特別な恩恵によつていているという点とであり、更に、下人の主人に対する「奉公」は、主人のこの「御恩」にする反対給付なのであるという点である。ヤクザ映画の世界でお馴染の「一宿一飯の恩」ということは、中世下人の場合にも当て嵌まるのではあるまいか。

むすび

これまでの考察をまとめると次のようになる。中世という時代は網野氏の主張される如く、未開と文明の相戦う世界であり、下人制度は、この戦いを基礎におき、文明の側が未開を抑圧し「いましめ」る為に作りだした装置の一つであると言えよう。それ故、下人制度における主従関係は、武士相互間のそれと異なり、主と従とが同じ世界の住人でないことに特徴があり、優位にある文明の側が主人となり、劣位の未開が従者になっているのである。お互に相手を異邦人と見做し合うという関係と異なり、未開の側が一方的に文明への帰依を表明し、主体的に文明化の道を歩もうとしているのである。しかし最初は、異人を蓬萊島の鬼の如く、福をもたらすものと見做し、「主従」ではなく、

むしろ「主客」の関係にあったと思われる。こうした次元での異人との交渉は小松和彦氏が「うんとく、ひょうとく」「洩垂れ小僧様」等の話しとして、興味深く論じておられる。

文明と未開とが相対する時に、両者の間に優劣がついていることが問題なのである。時間と共に、異人観のステレオタイプ化・固定化がなされ、異人は文明世界のコスモロジーの中に嵌め込まれ、文明世界の中で排除されるべき恐怖の部分、つまり、死・冥界と同一視され、下人は冥界の住人とされるのである。それ故、下人制度における主従関係は、単なる支配・服従の関係に止まらず、差別・被差別という要素が加わっているのである。

注

- (1) 小林責『狂言をたのしむ』（平凡社カラー新書 一九七六年）
- (2) 同右
- (3) 石井良助「中世人身法制雑考」（『法学協会雑誌』六六ノ八ノ十、一九三八年）、水上二久「中世における人身売買」（『中世の荘園と社会』吉川弘文館 一九六九年 所収）、牧英正『日本法史における人身売買の研究』（有斐閣 一九六一年）同『人身売買』（岩波新書 一九七一年）、河音能平「下人的隷属の二段階」（『中世封建制成立史論』東大出版会 一九七一年 所有）、棚橋光男「人身売買文書二点をめぐって」（『日本史研究』二〇三、一九七九年一月）等々。
- (4) 石井進「身曳と"いましめ"」（『中世の罪と罰』東大出版会 一九八三年 所収）
- (5) 小山靖憲「紀州名草郡和田庄の『人身売買』文書について」（『歴史手帖』三ノ三、一九七五年）
- (6) 武蔵大学「人文学会雑誌」十三巻四号 一九八二年

- (7) 『月刊百科』二六一、一九八四年
- (8) 『無縁・公界・楽』(平凡選書 一九七八年)
- (9) 『下剋上の文学』(筑摩書房 一九六七年)所収
- (10) 『源氏物語の始源と現在』(冬樹社 一九八〇年)
- (11) 同書一七頁
- (12) 同書三〇頁
- (13) 戸井田道三「「藝と晴」」(『日本古典文学大系月報』五四、一九六一年十月)
- (14) 北川忠彦氏は「太郎冠者」(『日本古典文学大系月報』三九、一九六〇年七月)において、太郎冠者には「我を忘れて自らの行為に陶醉し、恍惚境?にひたる」「忘我性」「善人性」があるとしておられるが、それは、舞台上で演ずる彼の行為が、いずれも自分自身のための行為であることによっていると考えることができよう。一方、常々彼の行為は、主人の命令に従って働く他人のための労働であったし、これに対しては横着者として、不承不承従っていたのである。
- (15) 『戦国社会史論』(東大出版会 一九七四年)Ⅱ
- (16) 『日本古典文学大辞典』第二卷(岩波書店 一九八四年)
- (17) 佐藤進一校注(『中世政治社会思想 上』日本思想大系21 岩波書店 一九七二年 所収)、尚、『結城市史四巻 古代中世通史篇』には、当法度の現代語訳がある。
- (18) 『歌垣の研究』三弥井書店 一九八一年、「歌垣」(『国文学解釈と鑑賞』一九八五年五月)
- (19) 前注(8)参照 二六四頁

- (20) 「坂と境」(『日本民俗文化大系 6 漂泊と定着』小学館 一九八四年 所収)
- (21) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻』(岩波書店 一九五五年)
- (22) 「那摩孫三郎いましめ状」(『青方文書』四〇六号、石井進「身曳と"いましめ"」〔前注(4)参照〕一五六頁)
- (23) 『日向古文書集成』大光寺文書七四号(石井進「身曳と"いましめ"」〔前注(4)参照〕一六六頁)
- (24) 「佗言・逃散・欠落」(『日本民衆の歴史 3 天下統一と民衆』三省堂 一九七四年 1-1)
- (25) 「東国における戦国期在地領主の結合形態―「洞」の検討を通じて―」(『歴史学研究』四九九号 一九八一年十二月)
- (26) 村井章介「『新法度』にみた戦国期結城領の構造」(『茨城県史研究』四三、一九七九年十二月)
- (27) 『歴史学の再生』(校倉書房 一九八三年)
- (28) 前注(17)参照
- (29) 網野善彦氏は「博奕」(『中世の罪と罰』〔前注(4)参照〕所収 一二六頁)において、宮武外骨『博奕史』(半狂堂 一九二六年)を引いて「博奕の場は「野山中」で打たれ、また道や辻、河原、市場、そして寺社の境内、祭の日などをその場としている」とある。
- (30) 国立国会図書館所蔵
- (31) 『温知叢書』第二篇 一二四頁
- (32) 「芸能の担い手と享受の場」(『日本民俗文化大系 7 演者と観客』小学館 一九八四年 所収)
- (33) 「還暦にさいして」(『和歌森太郎』弘文堂 一九七八年 所収)、尚、太郎冠者という名前については、横井清『下剋上の文化』(東大出版会 一九八〇年)一〇〇―一五頁参照

- (34) 『鬼むかし―昔話の世界』(角川書店 一九八四年)
- (35) 林屋辰三郎は「狂言に現われた中世的人間像」(『中世文化の基調』東大出版会 一九五三年 所収)において太郎冠者が鬼面して主人に「生活に於ける最も切実な要求を示す」ことを、「鬼面することなくしては言い得ないところに、封建制の束縛があるわけであるが、それにしても、たとえ鬼面しても之を言い得るところに大きな進歩を認めねばならないと思う」としておられる。
- (36) 宮治昭訳『エリアーデ著作集第六卷』(せりか書房、一九七四年)
- (37) 同書 一八八頁
- (38) 同書 一一六頁
- (39) 「台徳院殿御実紀卷四八」元和四年一月二十日の条
- (40) 瀬田勝哉「伊勢の神をめぐる病と信仰」(武蔵大学「人文学会雑誌」十二卷二号 一九八〇年)
- (41) 前注(4)参照
- (42) 藤木久志「戦国乱世の女たち」(笠原一男編『日本女性史 3 彼岸に生きる中世の女』評論社 一九七五年 所収)
- (43) 「下人的隷属の二段階」(前注(3)参照)
- (44) 前注(2)参照 一三九・二四〇条
- (45) 「中世賤民論」(『講座日本歴史 4 中世2』東大出版会 一九八五年 所収)
- (46) 中尾堯編 吉川弘文館 一九六八年 九五〜九七頁
- (47) 前注(8)参照
- (48) 前注(2)参照
- (49) 勝俣鎮夫校注(『中世政治社会思想 上』〔前注(7)参照〕所収)
- (50) 「民話的想像力とその背景」(『神々の精神史』 伝統と現代社 一九七八年 所収)

追書

この小論は畏友瀬田勝哉氏の論文より受けた靈感に多くを負っている。私はこの間、中世の下人に関心を寄せて来た。当論考は将来出来るべき私の下人論の最初の一步となり、又、その一部となるべきものである。これは当初四月二十日仙台の東北中世史研究会の席上発表する予定であったが、予期せぬ私の突然の入院・闘病生活によって研究会の皆様には多大の御迷惑を御懸してしまつた。当小論では△境▽というものをいろいろに取り上げ論じている。顧みれば、これを書いている今の私自身が△境▽の存在であり、小論は△境の時▽にある今の私を映す鏡であり、それ故私自身の分身なのであろう。私は当論文の下書きを病院のベッドで書き、年老いた両親の下での静養生活の中でこれを書き上げている。病院という所は死の世界と背中合せであると同時に、娑婆の世界の凡ての絆から自由になれるという点で、現代における「縁切りの場」の典型なのである。網野善彦氏がV・ターナーの「リミナリティとコミュニタス」を取り上げ、又、石井進氏が鎌倉の例を挙げながら「厚みをもった境界領域」について述べておられること等から、私はかねがね△境▽というものに関心を持っていた。しかもこの冬は、任地弘前で特に親しくしていた友人との別れを経験する羽目になっていた。当初は別れの時をじっくりと味わいながら、△境▽についての考察を進めて行こうと思つていたが、現実の別れは、「愛別離苦」という私の当初の想いを遙かに越えていた。そして送別会の前日、見送るべき私がかえつて友人をあとに故郷に帰り、病院に駆込むように入院することになった。私は悪性の貧血に患り、体内の血が健康体の半分以下にへつていると医師から言われたのである。病院では、私は思い掛けない程多数の旧友達に囲まれているのを感じ、又病床にあつて久し振りに穏やかなゆっくりとした時間をもつことができた。病室内での患者同士の楽しかった語らいの一時を思い出すと、入院中に読み返した、藤井貞和氏の物語論が、詩人の鋭さで真実をみごとに表現していると感じ入るばかりである。これ迄永いこと原因不明の変調を感じ、仕事も思うようにできなかつたことの原因がわかり、対策が立てられたことはよいとしても私の胃腸がもはやビタミンB¹²を吸収することができなくなっていると聞かされた時は、しみじみと悲しかった。体力的にまだまだ不十分な段階で、

しかも研究室や書斎という私の本来の仕事場から遠く離れたところで書き上げたものであるだけに、小論には力不足の点、不十分な点がいくつもあることを懼れるが、その不足分は今後予定しているいくつかの論考の中で補って行こうと思う。やがてこの入境の時Vも終りがこよう。その時、私が健康で力強く己の人生を踏締めて行くことができることを願って、この拙い分身を世に送ろうと思う。ひよわな我がが世の中で、果して立派にやっけて行けるのだろうか、祈りたい気持で一杯である。

(昭和六十年五月)